

満州中央銀行設立にかかわる いくつかの論点

高橋善彦

キーワード

満州事変 the Manchurian Incident 関東軍 the Kanto Army
未収資本金 uncalled capital 役員株式所有 management shares
存立期間 term of existence 正貨準備 specie reserve
比例準備制 proportional specie reserve system
兌換 conversion 偽満州中央銀行 “false” Central Bank of Manchuria

目次

1. はじめに
2. 満州中央銀行の設立
3. 資本金の払込
4. 役員員数と役員株式所有
5. 存立期間
6. 正貨準備
7. おわりに

1. はじめに

かつて、現在の中国東北地方に13年5ヵ月余の間、満州国という国家が存在した。満州国は、日本国・関東軍の謀略による1931年9月の奉天郊外の柳条湖の満鉄爆破事件に始まる満州事変を経て、1932年3月1日、中華民国より遼寧省、吉林省、黒竜江省の3つの省（東三省）を分離し建国されたのである。そして、とくにこの東三省においてはそれまで旧政権下で幣制が混乱し通貨価値も不安定であったこともあり、中央銀行である満州中央銀行が急ぎ設立されることとなったといわれている。本稿はこの満州中央銀行の設立の経緯・手続きのうち、現代に生きる筆者からみた、いくつかの興味ある側面について検討を試みたものである。

2. 満州中央銀行の設立

満州中央銀行は、1932年6月11日に満州中央銀行法（教令第26号）、同組織弁法（教令第27号）、貨幣法（教令第25号）が公布され、6月15日に東三省官銀号、辺業銀行、吉林省永衡官銀錢号、黒竜江省官銀号の4つの発券銀行の資産と負債を継承し発足した。

満州国は日本国・関東軍の関与と影響の下に建国されたのであるが、満州中央銀行の設立についても同様であり、このことはまた満州中央銀行法が1882年制定の日本銀行条例（1890年一部改正）に著しく類似していることからもうかがい知ることができる（末尾の（表4）「満州中央銀行法と日本銀行条例の主要条文比較表」参照）。なお、建国早々の満州国ではまだ商法は制定されておらず、また中華民国の商法も日本の商法をほぼ踏襲したものであった¹⁾。

満州中央銀行は7月1日に開業式が行われ、この日から全満州国128店で一斉に業務を開始した。満州中央銀行が継承した旧4銀行の合併貸借対照表

満州中央銀行設立にかかわるいくつかの論点

は7月23日付の政府広報により（表1）のように公表されている。

（表1）合併貸借対照表 （1932年7月1日現在）

項 目	金 額 (円)
〈資産之部〉	
未収資本金	22,500,000.00
公署缺款	73,476,735.19
定期放款	37,853,889.51
活存透支	19,222,437.85
附業放款	49,085,061.16
他項放款	74,561,887.29
存放同業	45,732,946.29
未決済項目	20,723,824.94
兌 換	1,100,933.91
保証支付抵件	3,525,809.57
有価証券	16,459,318.95
生金銀	4,139,559.01
財産項目	20,161,138.76
現 金	30,704,408.54
合 計	419,247,950.97
〈負債之部〉	
資本金	30,000,000.00
発行紙幣	141,562,857.22
公署存款	94,964,597.17
定期存款	7,024,106.23
活期存款	39,927,582.52
雑項存款	5,931,384.57
借入款	15,509,747.44
匯 款	735,364.63
未決済項目	80,066,501.62
保証支付	3,525,809.57
合 計	419,247,950.97

（「満州中央銀行10年史」より）

この合併貸借対照表は満州中央銀行組織弁法第 12 条²⁾ に拠り作成・公表されたものであるが、旧 4 銀行より急ぎ承継した資産・負債の内容は到底短時日に精査できないため、開業と同時に一旦そのまま資産・負債の包括承継をなし、同法第 11 条³⁾ の規定により後に整理されることとされていた。そして翌 1933 年満州中央銀行継承資産審定委員会による慎重審議の結果 3,300 万円の欠損と査定され、満州国政府により同額の補償公債が交付された⁴⁾。

満州中央銀行の設立は、満州国建国（1932 年 3 月 1 日）後わずかに 3 か月で行われた。満州国政府の財政部そのものがまだ満足にできないうちに、中央銀行のほうが先にできたのだから、それがいかに早期でありかつスピーディであったかがわかる⁵⁾。当時の満州の通貨制度は、発券銀行がその主なものだけでも 4 行、流通する紙幣の種類は、幣種 15、券種 136 にわたるなど混乱をきわめていた。満州国の最優先重要課題は、この混乱をきわめている通貨を統一し、その価値を安定させるための強力な中央銀行を設立することであり、それによってまず国民生活の経済的基礎を安定させなければ満州国全体の運営は不可能だった。したがってかねてより中華民国からの分離独立国家をもくろんでいた関東軍は、すでに満州事変直後の 1931 年 12 月、いち早く統治部（のちに特務部と改称された）を設け、満州国の建国に先立ってこの“幣制の統一”という重要課題を検討し始めている⁶⁾。また、満州事変勃発と同時に軍当局がいち早く各銀行の実力保護及び監視を行い、その財産帳簿の敵対者の手に渡ることを完全に防いだ⁷⁾。このように満州中央銀行の設立については、すでに満州国建国前の満州事変前後から関東軍によるさまざま調査・準備と実力行使がなされており、関東軍の関与・影響力が絶対的に大きかったのである。

なお、満州中央銀行の終戦時の動向については、1945 年 8 月 15 日以後も 20 日までは営業を継続していたが、20 日ソ連軍将校が来行し、預金の受払以外の資金の受払いを一切停止するように命じられ、この日から事実上営業を停止せざるをえなかった。そしてソ連軍は、以降 11 月 15 日に引揚げるまでに、銀行内部を完全に空洞化するまですべての財物を残らず持ち去り本国に

運び去った⁸⁾のである。

3. 資本金の払込

満州中央銀行の資本金は 3,000 万円でこれを 30 万株に分ち、その半額の 15 万株を満州国政府が引受け、その 2 分の 1 の払込の 750 万円をもって業務を開始した⁹⁾。これを 1932 年 7 月 1 日現在の合併貸借対照表 (表 1) で見ると、以下のように表示されている。

〈資産之部〉	(円)	〈負債之部〉	(円)
未収資本金	22,500,000.00	資本金	30,000,000.00

負債之部に資本金として、30,000,000.00 円が計上されているが、実際払込まれたのは、7,500,000.00 円で、差額 22,500,000.00 円は資産之部に未収資本金として計上されているのである。戦後アメリカ法にならって授權資本の制度を採る現在とは異なり、このような表示の仕方は、明治期以降当時のわが国においても一般的なものであり、資本構成を分析するにあたり、若干の操作を必要とする。すなわち、負債側に総株金・資本金・株金などの名のもとに公称資本金があげられ、資産側には払込未済株金などの名のもとに資本金の未払込分があげられ、実質的には資本として企業の資本貯蓄運動に参加していない金額が負債・資産それぞれの合計額に含まれているため、負債・資産の双方から、未払込資本金を控除する必要がある¹⁰⁾。

これはわが国の戦前の商法が欧州の大陸法の影響下で制定されたためであり、現在でも筆者が知るイタリアの株式会社を規定する民法典の下では、貸借対照表の貸方に引受け資本金を、借方に未払込資本金を計上することが求められている¹¹⁾。

上記のように満州中央銀行は満州国政府の 750 万円の払込によって設立さ

れたのであるが、建国直後の満州国政府の財政状況は厳しく¹²⁾、実はその払込は満州中央銀行の政府に対する貸上金によって充当された¹³⁾のである、すなわち満州中央銀行は自分で自分の資本金を払込んだことになり¹⁴⁾、資本充実の原則からみてこの払込の有効性については大いに疑問であると言わざるをえない¹⁵⁾。

4. 役員の数と役員株式所有

役員数について、満州中央銀行法第 19 条によれば、総裁 1 人、副総裁 1 人のほか、理事 5 人以上、監事 3 人以上を置くと規定されている。しかしながら、設立時には、下記のように理事は 6 名、監事は 1 名が任命されており、理事については 6 名で支障ないが、監事について 1 名の任命では、法に遵った運営がなされていなかったことになる。

設立時（1932 年 6 月 15 日）に政府より任命された役員¹⁶⁾

総裁	栄 厚
副総裁	山成 喬六
理事	鷺尾 磯一
理事	呉 恩培
理事	武安 福男
理事	劉 燦棻
理事	五十嵐保司
理事	劉 世忠
監事	闕 潮洗

なお、この役員数を規定する第 19 条について、1940 年になって、「理事 5 人以上」を「理事 6 人以内」に、「監事 3 人以上」を「監事 3 人以内」に改正された。

また、満州中央銀行法第 20 条によれば、「総裁、副総裁ハ其ノ任期ヲ 5 年トシ政府之ヲ命スルモノトス 理事ハ其ノ任期ヲ 4 年トシ 100 株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選挙シ政府ノ認可ヲ得テ就任スルモノトス 監事ハ其ノ任期ヲ 3 年トシ 50 株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任スルモノトス」とされており、設立時の理事および監事はそれぞれ 100 株、50 株以上を所有すべきである。しかしながら、満州中央銀行の資本金 3,000 万円、30 万株の半額 15 万株を満州国政府が引受け、その 2 分の 1 払込の 750 万円をもって業務を開始したのであり、理事および監事は設立時に株式の引受・払込をしておらず、またそれ以降においても理事および監事が株を取得・所有したとの事実は確認できない。

この点につき満州中央銀行と同じく日本国が関与した植民地銀行である朝鮮銀行¹⁷⁾についてみると、当初韓国銀行として設立された際の株式の割当は以下のようにになっている¹⁸⁾。

韓国政府引受株	30,000 株
内蔵頭引受株	1,000 株
内蔵院卿引受株	1,000 株
役員引受株	400 株
按分割当株	61,981 株
抽選配当株	5,619 株
合計	100,000 株

このうち、役員引受株 400 株は、1909 年 10 月 29 日の創立總會において任命される予定の理事 3 名、監事 2 名（理事は 1 名につき 100 株、監事は 1 名につき 50 株）が、韓国銀行条例の要件を満たすべく設立に先だって引受け、10 月 14 日に払込がなされている¹⁹⁾。

満州中央銀行の設立に際しては、先に述べたように第 20 条にもかかわらず理事、監事は同行株式の引受・払込をしていない。あるいは、株式を政府から借受け²⁰⁾、所有したように装ったのであろうか。いずれにせよ、ここでも法に遵った運営がなされておらず、後になって 1938 年に理事、監事に同行株

の所有を義務付ける第 20 条を改正するに至ったものと思われる。すなわち、同条第 2, 3 項は「理事ハ其ノ任期ヲ 4 年トシ株主總會ニ於イテ選挙シ政府ノ認可ヲ得テ就任スルモノトス監事ハ其ノ任期ヲ 3 年トシ株主總會ニ於テ之ヲ選任スルモノトス」と理事、監事について同行株の所有を義務付ける文言を削除し改正されている。

この点について、わが国の商法をみても、かつては取締役は株主でなければならぬとされていたが、1938 年の改正を経て現在では、取締役は株主であることを要しないのみならず、定款でもその資格をたとえば日本人に制限することはできるが、株主に限定することは許されない（商法第 254 条 2 項）。ただし、株主を取締役に選任することはもちろん認められ、実際そのようなケースは多い。監査役についても同様である（商法第 280 条 1 項、第 254 条 2 項）。

なお、満州中央銀行法第 20 条は更に、1940 年になって、理事、監事は株主總會の選任によるのではなく、総裁、副総裁と同じく政府がこれを任命することに改正されている。また同時にその任期についても、総裁、副総裁 5 年、理事 4 年、監事 3 年であったものが、総裁、副総裁及び理事は 3 年、監事は 2 年に改正されている。

5. 存立期間

満州中央銀行はその存立期間について「満州中央銀行ノ存立期間ハ設立認可ノ日ヨリ満 30 年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ得テ之ヲ延長スルコトヲ得」（満州中央銀行法 第 3 条）とされている。現在の我々の感覚からいうと、企業、特に株式会社について延長することが可能とはいえ存立期間が定められていることに違和感を感じるかも知れない。それはとくに第 2 次大戦後、我が国において米国の継続企業体（Going Concern）の考え方が一般的に受け入れられているからであって、我が国でも明治期以降第 2 次

大戦以前は存立期間を定める企業が多く存在したのであり、そしてまた、現在でも筆者が知るイタリア民法典の下では、会社の存立期間は、設立証書の表示記載事項の1つであり、かつ株券にも表示しなければならないとされている²¹⁾。

1882（明治15）年設立の日本銀行は存立期間について「日本銀行ノ営業年限ハ開業ノ日ヨリ満30年トス但株主總會ノ決議ニ依リ営業ノ延期ヲ請願スルコトヲ得」（日本銀行条例 第3条）となっており、日本国の影響下で設立された満州中央銀行も存立期間について同じく30年とされている。日本銀行の第1回目の営業年限の延長については、1910（明治43）年2月19日の臨時株主總會にもとづき請願書が大蔵大臣に提出され、同月22日、1912（明治45）年10月10日より満30年延長することを許可する大蔵省告示（第24号）が公布された。さらに、太平洋戦争下の1942（昭和17）年に第2回目の営業年限満了を迎えたことが重要な背景となり、新しく日本銀行法（法律第67号）が制定され、中央銀行の本来の在り方とは大きく乖離した方向へ大規模な改組が行われた²²⁾のであるが、この際に存立期間の条文は削除されている。

一方、満州中央銀行については、1932年の営業開始後第1回目の営業年限に至らず、わずか13年で、先に述べたように1945年8月には営業を停止したのである。

一般に、近代的会社企業、ことに株式会社企業は、次のような属性ないし要件を有しているものと考えられている²³⁾。①永続性の原則 ②法人格の成立 ③会社資本の規定（資本確定の原則・資本不変の原則） ④資本の証券化と譲渡性の確立 ⑤会社機関の存在 ⑥成果配当の規定 ⑦出資者の有限責任制の確立。ここで①永続性の原則とは、近代的会社企業は一定の事業を反復繰り返し遂行する継続的事業体であるということであり、企業の存立期間があらかじめ限られている企業、すなわち当座的な企業は現代のわれわれの感覚から言えば近代的会社企業とは言えないということであろう。

歴史的にみて、わが国で株式会社といいうる最初の企業は1872（明治5）年の国立銀行条例にもとづく国立銀行²⁴⁾であるというのが定説であるが、こ

の国立銀行条例ではその存立期間は20年とされていた²⁵⁾。1876(明治9)年に国立銀行条例が一部改正されて以降全国各地に国立銀行が続々と設立され、1879(明治12)年にはその数は153に達した。このようにして国立銀行条例が一般に広く知られ、事業会社設立にあたっても参考にされることとなり大きな影響を与えることになったと思われる。

これについて、ウィチェン・チェクパイチャヨン氏は、1869(明治2)年から1880(明治13)年に設立された企業81社の定款を分析し、うち28社が存立期間を定めており、通例その期間は3~5年であったが、20年という長期のものもあったとされている²⁶⁾。また、宮本又郎・阿部武司両氏の論文によれば、先のウィチェン・チェクパイチャヨン氏の研究対象期間に続く1881(明治14)年から1892(明治25)年に設立された企業50社の定款を分析され、うち38社が存立期間を定めており、期間は5年から70年とさまざまであるが、32社が10年以上30年以下であり、とくに30年とした企業は最多の11社にのぼるとされている²⁷⁾。上記二つの分析では、すでにその時期に存立期間を定めずに設立された企業がかなり存在したこと、またその対象とする企業が異なるため厳密な比較はできないことは言うまでもないが、明治のはじめには当座的なものとして設立された企業が、存立期間が長期化し、永続性を前提に設立されるようになった経緯がみてとれよう。

なお、わが国において初めて会社を規定する商法が施行されたのは、先に述べた国立銀行条例の制定から21年後の1893(明治26)年のことである。1899(明治32)の改正をへて戦前においては、定款の相対的記載事項として「存立時期」が規定されていた(旧商法第122条1項)が、継続企業体の考え方が次第に一般的となり必要性がなくなり、戦後の1947(昭和25)年の改正商法ではこの項は削除された。これを機に、存立期間を定めていた企業においてもそれを廃止するものが相次いだ²⁸⁾。

6. 正貨準備

満州中央銀行の発行する貨幣については、貨幣法（1932（大同元）年6月11日教令第25号）第2条に「純銀ノ量目23.91瓦ヲ以テ価格ノ単位トシ之ヲ円ト称ス」と規定されているのみで、兌換を義務づける条項はない。また紙幣の発行については、同じく貨幣法の第9条で「満州中央銀行ハ紙幣発行高ニ対シ3割以上ニ相当スル銀塊金塊確實ナル外国通貨又ハ外国銀行ニ対スル金銀預ケ金ヲ保有スルコトヲ要ス」とし、また第10条で「前条ニ掲ケタル準備額ヲ控除セル残余ノ発行高ニ対シハ公債証書政府ノ発行又ハ保証セル手形其ノ他確實ナル証券若ハ商業手形ヲ保有スルコトヲ要ス」と規定しており、いわゆる「比例準備制」を定めている。当時のわが国の状況については、それまで銀行券兌換条例²⁹⁾により、日本銀行に銀行券の金との兌換を義務づけるとともに「保証発行屈伸制限³⁰⁾」を定めていたが、1931（昭和6）年の満州事変勃発後、金輸出を再禁止するとともに緊急勅令（第291号）により金兌換を停止し、さらに翌1932（昭和7）年6月には管理通貨制への第一歩となる銀行券兌換条例の大幅な改正がなされている。

さらにこの正貨準備に関して、満州中央銀行は設立・開業前の1932年5月6日に朝鮮銀行から2千万円の借款を受けている。旧4銀行から継承した資産と負債からみた正貨準備率は28%と貨幣法に定める30%に達しなかったが、この借款を加えると、開業日の1932年7月1日時点では、紙幣発行高は142,235千円に対して正貨準備は80,490千円で、56.6%に達していた³¹⁾。この朝鮮銀行からの2千万円の借款は、実は1932（昭和7）年4月18日（大同元年4月18日）付けの朝鮮銀行から満州国政府に対する「借款仮契約証」³²⁾（表2）、1932（昭和7）年4月30日付けの三井合名会社及び三菱合資会社から満州国政府に対する借款「契約証」³³⁾（表3）に見られるように、三井・三菱両財閥から朝鮮銀行を経由して、満州国政府に貸付けされ、満州中央銀行は設立とともにこれを借受けるという複雑な経路をとっている。

上記の「契約証」によれば、1932（昭和7）年4月30日、朝鮮銀行は三井

合名会社と三菱合資会社から2千万円の借款を受けることになったのであるが、うち8百万円は即日、以降5ヶ月間毎月5日に240万円が朝鮮銀行東京支店に振り込まれることになった。

1932（昭和7）年5月6日、満州国政府と朝鮮銀行との間で上記の借款仮契約をうけて正式の契約を締結され、即日2千万円の借款が実行され、朝鮮銀行長春支店の満州国政府の預金口座に入金された。この借款の条件は、2年間の据置、以降10年間各年2百万円の分割返済、金利は年5%、据置期間経過までに担保を提供するというものであった。この2千万円は満州中央銀行設立とともに同行に貸出され、同じ朝鮮銀行長春支店の同行の預金口座に入金された。

なぜこのような複雑な経路をとる借款となったのかについては、おりから国際連盟派遣のリットン調査団が訪満中で、日本政府あるいは日本銀行も満州国承認前のため正面きって借款の供与ができず、やむを得ず三井・三菱両財閥に頼った³⁴⁾のであり、また朝鮮銀行を通じたのは、満州事変の張本人である石原莞爾中佐や花谷少佐、板垣征四郎大佐らが満州への財閥投資を拒否した³⁵⁾ためといわれている。

なおこの借款について、三井・三菱は返済を諦めていたらしいが、1944（昭和19）年5月6日元利とも借款条件通り完済となった。後日の噂によると、三井・三菱は返済を諦めていたらしいが、新京の中心街にできた三菱の康德ビルなどは、この返済金の利息でできたといわれた³⁶⁾。

上記のように満州国の貨幣法によれば銀への兌換の義務はなかったのであるが、満州国通貨の価値を安定させその流通を促進するためには、正貨準備率を高めるとともに、とくに中央銀行設立当初において、金銀等の地金の相場をみながら外貨資金の売買操作を行うほか、実際上は銀への兌換の要求があればこれに応ずる必要があったのである。そして開業後2か月たった9月半ばには銀貨への交換要求が殺到し、かなり際どい対応をせざるをえない時期もあった³⁷⁾が、以降は比較的順調な運営がなされた。

満州中央銀行設立にかかわるいくつかの論点

(表2) 朝鮮銀行から満州国政府に対する借款仮契約証

借款仮契約証

日本帝国昭和7年4月18日即満州国大同元年4月18日新京ニ於テ日本帝国籍朝鮮銀行(以下単ニ銀行ト称ス)ヲ代表スル總裁加藤敬三郎ヲ一方トシ満州国政府(以下単ニ政府ト称ス)ヲ代表スル國務總理鄭孝胥及財務部總長熙洽ヲ相手方トスル兩当事者ノ間ニ政府カ満州中央銀行ノ紙幣発行準備金ニ充当スル資金ヲ銀行ヨリ借入ルルニ付左記条項ノ借款仮契約ヲ締結ス

第壹条 本借款金額ハ之ヲ日本金貳千萬円トス

第貳条 本借款金ノ授受ハ正式契約調印後直ニ銀行長春支店ニ於ケル政府預金口座ニ振込ムコトニ依リ之ヲ完了スルモノトス

第參条 本借款ニ依ル元本ノ支払ハ正式契約調印ノ日ヨリ起算シ滿貳箇年間据置キ爾後拾箇年間ニ別添借款元本償還表ノ通り分割支払ヲ為スモノトス

第四條 本借款ノ利息ハ年五分即金壹百円ニ對シ壹箇年金五円ノ割トシ正式契約成立日以降滿壹箇年目毎ニ其ノ壹箇年分ノ利息ヲ後払スルモノトス但第壹回ノ支払利息ハ借款金授受ノ日ヨリ起算シ日割計算ニ依ルモノトス

第五條 本借款元利金ノ支払場所ハ銀行長春支店トス

第六條 政府ハ財政計画ヲ樹立シ遅クモ本借款元本支払ノ据置期間終了迄ニ租稅收入又ハ官業收入等銀行ニ於テ適当ト認ムル物件ヲ本借款元利支払ノ担保トシテ銀行ニ提供スルモノトス

右仮契約締結ノ証トシテ日滿兩國文ノ仮契約証各貳通ヲ作成シ銀行及政府各壹通宛ヲ保有スルモノトス若シ契約条項ノ解釈上疑義ヲ生シタルトキハ日文仮契約証ニ依リ之ヲ解釈スルモノトス

昭和7年4月18日

大同元年4月18日

債 權 者

朝 鮮 銀 行

総 裁 加 藤 敬 三 郎

債 務 者

満 州 国 政 府

国務総理 鄭 孝 胥

財務部総長 熙 洽

(別添) 借款元本償還表

償還年月日			償還金額
昭和	拾年		
大同	四年	月 日	金貳百萬円也
昭和	拾壹年		
大同	五年	月 日	金貳百萬円也
昭和	拾貳年		
大同	六年	月 日	金貳百萬円也
昭和	拾參年		
大同	七年	月 日	金貳百萬円也
昭和	拾四年		
大同	八年	月 日	金貳百萬円也
昭和	拾五年		
大同	九年	月 日	金貳百萬円也
昭和	拾六年		
大同	拾年	月 日	金貳百萬円也
昭和	拾七年		
大同	拾壹年	月 日	金貳百萬円也
昭和	拾八年		
大同	拾貳年	月 日	金貳百萬円也

満州中央銀行設立にかかわるいくつかの論点

昭和拾九年

大同拾参年 月 日 金式百萬円也

計金式千萬円也

但シ償還月日ハ正式契約調印ノ際記入ノコト

(三菱社誌 36 より)

(表 3) 三井合名会社及び三菱合資会社から満州国政府に対する借款契約証

契約証

三井合名会社三菱合資会社（以下甲ト称ス）カ政府ノ斡旋ニ依リ朝鮮銀行（以下乙ト称ス）ヲ通シテ満州国政府（以下丙ト称ス）ニ対シ満州中央銀行ノ紙幣発行準備金に充当スヘキ資金金式千萬円也ヲ融通スルニ當リ甲乙相互間ニ左記条項ノ契約ヲ締結ス

第壹条 乙ハ丙トノ間ニ別添借款契約（省略）ヲ締結シ甲乙之ヲ承認スルモノトス

第貳条 甲ハ乙ニ対シ乙丙間ノ借款契約調印後直ニ金八百萬円也（三井合名会社金四百萬円也三菱合資会社四百萬円也）ヲ爾後五箇月間ニ毎月五日金式百四拾萬円也（三井合名会社金壹百貳拾萬円也三菱合資会社壹百貳拾萬円也）宛ヲ乙所定ノ領收証引換ニ乙ノ東京支店ニ交付スルモノトス

第参条 乙ガ本契約調印後甲ヨリ前条資金ノ全額交付ヲ受サル以前ニ於テ丙ノ請求ニ応ジ借款金額式千萬円也迄丙ニ対シ貸出ヲ為シタルトキハ乙ノ立替金ニ対シ其ノ貸出当日ヨリ前条ニ依ル資金交付ノ前日迄の利息ハ年五分ノ割合ヲ以テ乙之ヲ取得スルモノトス

第四条 乙ハ丙トノ間ニ締結シタル借款契約ニ基キ丙ヨリ借款元利金ヲ取立テタル都度之ヲ甲ニ支払フモノトス

第五条 前条取立金ノ支払地ハ東京市トス

第六条 乙ハ本借款元利金ノ取立其他担保ノ保全等ニ関シ最善ノ注意ヲ払フコト勿論ナルモ萬一丙ニ於テ元利金ノ延滞ヲ為シ其ノ支払不能ニ陥リタルトキハ乙ハ甲ニ対シ之カ支払ノ責ニ任セサルモノトス

右契約ノ証トシテ本書参通ヲ作成シ甲式通乙壹通ヲ保有スルモノトス

昭和七年四月参拾日

甲 三井合名会社

代表社員社長 三井八郎右衛門

三菱合資会社

業務担当社員 岩崎小弥太

乙 朝鮮銀行

総裁 加藤敬三郎

(三菱社史 36 より)

7. おわりに

本稿は、満州中央銀行設立の経緯・手続きのうち、筆者が興味・関心を持ったいくつかの事項について、各種の文献や資料によりその過程・是非についての検討をし、とりあえずのまとめを試みたものである。

言えることは、満州国の建国と同じく満州中央銀行の設立についても、日本国・関東軍の関与と影響が強くうかがい知ることができるということである。満州国についてその傀儡性のゆえに「偽満州国」といわれるのであるが、満州中央銀行の設立についても、すでに満州国建国前の満州事変前後から中央銀行設立のために関東軍によるさまざまな調査・準備と実力行使がなされていたのであり、満州中央銀行も同様に「偽満州中央銀行」といわれるゆえんである。

さらに満州中央銀行設立のための満州国政府の資本金払込について、その建国直後の財政状況の厳しさのゆえに、払込の資金を当の出資先である満州中央銀行からの借入金に拠ったのであるが、資本充実の原則からみて大いに疑問があるといわざるを得ない。

また、満州中央銀行の役員員の員数とその株式所有については、設立時において任命された監事の員数が不足している、理事・監事の株式所有の要件が

充足されていないなど、いうなれば、自分で法を定めながら当初からその法に遵った運営がなされておらず、後日になってそれぞれの実態にあわせて法を改正したというのが実情であろう。

貸借対照表における資本金の表示の仕方、あるいは存立期間の定めのある存在については、現在の我が国における状況とは異なり違和感を感じるが、これらについては当時においては満州中央銀行に限らず我が国においても一般的なことであった。これらは、我が国において、とくにアメリカの影響を受けた授権資本制度の採用、継続企業体概念などの受入がなされ、第2次大戦後に法規定が大きく改正・変更され現在にいたっているのである。

満州中央銀行の発行する貨幣には、「比例準備制」を定めるのみで、兌換は義務づけられていない。しかしながら通貨価値の安定とその流通促進のためには正貨準備を高めるとともに実際には要求があれば銀への兌換に応じる必要があった。また正貨準備を高めるために三井・三菱から朝鮮銀行・満州国政府を経由した2,000万円の借款については、当時リットン調査団が訪満中であったこと、また軍人が満州への財閥による投資を拒否していたなど当時の時代背景を色濃く反映したものである。

先に述べたように本稿は、満州中央銀行設立の経緯・手続きのうち、筆者が興味・関心を持ったいくつかの事項について、各種の文献・資料によりその過程・是非の検討をし、とりあえずのまとめを試みたものである。第1次資料をはじめとする各種文献・資料の収集が容易ではなく、また筆者の歴史学・法律学についての研究方法についても未熟ではあるが、満州中央銀行についてはますます興味がつのるテーマであり、今後ともさらに研究を続けていきたいと思っている。

(表 4) 満州中央銀行法と日本銀行条例の主要条文比較表

<p>満州中央銀行法 (1932 (大同元) 年 6 月 11 日教令第 26 号)</p>	<p>日本銀行条例 (1882 (明治 15) 年 10 月 27 日太政官布告第 32 号)</p>
<p>第 1 条 満州中央銀行ハ株式会社トシ国内通貨ノ流通ヲ調節シ其ノ安定ヲ保持シ金融ヲ統制ス</p>	<p>第 1 条 日本銀行ハ有限責任トシ本行ノ負債弁償ノ為メ株主ノ負担スヘキ義務ハ株金ニ止マルモノトス</p>
<p>第 2 条 満州中央銀行ハ総行ヲ新京ニ分行ヲ奉天, 吉林, チチハル, 及ハルビンニ設置ス</p> <p>満州中央銀行ハ政府ノ許可ヲ受ケ前項ノ分行ノ外重要地ニ分行又は支行ヲ設置シ若シクハ他ノ銀行ト代理店契約ヲ締結スルコトヲ得</p> <p>政府ハ必要アルト認ムルトキハ分行, 支行又ハ代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得</p>	<p>第 2 条 日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クヘシ各府県ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コレスポデンス」ヲ締約スルコトヲ得但支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コレスポデンス」ヲ締約スルトキハ其事由ヲ大蔵卿ニ具状シテ其許可ヲ受クヘシ又大蔵卿ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリトスル時ハ銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ</p>
<p>第 3 条 満州中央銀行ノ存立期間ハ設立認可ノ日ヨリ満 30 年トス但し株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ得テ之ヲ延長スルコトヲ得</p>	<p>第 3 条 日本銀行ノ営業年限ハ開業ノ日ヨリ満 30 年トス但し株主總會ノ決議ニ依リ営業ノ延期ヲ請願スルコトヲ得</p>
<p>第 4 条 満州中央銀行ノ資本金ハ 3,000 万円トシ 30 万株ニ分チ 1 株ヲ 100 円トス但し株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ得テ資本金ノ増加ヲ為スコトヲ得</p>	<p>第 4 条 日本銀行ノ資本金ハ 1,000 万円ト定メ之ヲ 5 万株ニ分チ 1 株 200 円トス但し株主總會ノ決議ニ依リ資本金ノ増加ヲ請願スルコトヲ得</p>
<p>第 5 条 満州中央銀行ノ株式ハ之ヲ数回</p>	

満州中央銀行設立にかかわるいくつかの論点

<p>ニ分割シテ募集スルコトヲ得</p>	
<p>第6条 満州中央銀行ノ株券ハ総テ記名式トシ特ニ政府ノ許可ヲ受ケタル者ノ外株主タルコトヲ得ズ</p>	<p>第5条 日本銀行ノ株券ハ総テ記名券トナシ日本人ノ外売買譲与スルヲ許サス 第6条 日本銀行ノ株主トナラントスルモノハ大蔵卿ノ許可ヲ受クベシ</p>
<p>第7条 満州中央銀行ノ株式発行ノ価額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ス第一回払込ノ金額ハ株金ノ二分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス</p>	
<p>第8条 政府ハ満州中央銀行ノ株式5万株以上ヲ引受クルモノトス政府ハ前項ノ規定セル限度ノ株式ニ付テハ之ヲ譲渡又ハ処分スルコトヲ得ス</p>	
<p>第9条 政府ハ満州中央銀行資本ノ半額迄引受クルコトヲ得</p>	<p>定款第8条 日本銀行ノ資本金半額迄ハ政府ニ於テ引受ケ之カ株主タルヲ得ヘシ</p>
<p>第19条 満州中央銀行ハ総裁1人副総裁1人理事5人以上監事3人以上ヲ置ク</p>	<p>第17条 日本銀行ハ総裁1人副総裁1人理事4人ヲ以テ総理スルモノトス此外ニ監事3人乃至5人ヲ置クヘシ</p>
<p>第20条 総裁、副総裁ハ其ノ任期ヲ5年トシ政府之ヲ命スルモノトス理事ハ其ノ任期ヲ4年トシ100株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選挙シ政府ノ認可ヲ得テ就任スルモノトス監事ハ其ノ任期ヲ3年トシ50株以上ヲ所有スル株主ヨリ株主總會ニ</p>	<p>第18条 総裁副総裁ハ任期5ケ年トシ総裁ハ勅任副総裁ハ奏任トス但任期中ハ他ノ官職ヲ兼任スルヲ得ス 第19条 理事ハ株主總會ニ於テ撰挙シ大蔵卿ノ命スル者トス但創立第1回ハ5ケ年ノ任期ヲ以テ大蔵卿之ヲ特命スヘシ監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ撰挙</p>

<p>於テ之ヲ選任スルモノトス</p>	<p>シ理事監事ノ任期ハ定款ヲ以テ定ムヘシ</p> <p>定款 45 条 理事ハ任期 4 年トシ株主總會ニ於テ被撰者 2 倍ノ候補ヲ撰挙シ大蔵卿其内ヨリ命任スル者トス但創立第 1 回ハ 5 年ノ任期ヲ以テ大蔵卿ヨリ特命ス可シ若シ任期内ニ於テ欠員アルトキハ大蔵卿ヨリ補欠ヲ命シテソノ残期丈ケヲ勤メシムヘシ</p> <p>定款 50 条 監事ハ任期 3 年トシ株主總會ニ於テ撰挙スル者トス</p> <p>第 19 条 (改正) 理事ハ株主總會ニ於テ選挙シ大蔵大臣之ヲ命シ監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選挙ス理事ノ任期ハ 4 年トシ監事ノ任期ハ 3 年トス(1890(明治 23) 年 8 月 9 日公布法律第 61 号 1893 (明治 26) 年 7 月 1 日施行)</p> <p>定款第 51 条 1 項 理事ハ 50 株以上監事ハ 20 株以上ヲ上任以前ニ所有スルニ非サレハ此撰ニ当ルヲ得ス</p>
<p>第 23 条 理事ハ其ノ所有ニ係ル滿州中央銀行ノ株券ヲ在任中監事ニ供託スルコトヲ要ス 前項ノ株券ハ本人退職スト雖モ其ノ期ニ属スル決算報告カ株主總會ノ承認ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ受戻スコトヲ得ス</p>	<p>定款第 51 条 2 項 此株券ハ理事監事々務取扱ノ保証金トシテ銀行ニ預ケ置クヘシ本人退職スト雖モ其年度ノ實際報告ヲ監事集会ノ可決シタル後ニ非サレハ其株券ヲ受戻スコトヲ得ス</p>

注

- 1) 建国直後に、1932（大同元・昭和7）年4月1日付で「暫く従前の法律を適用するの件」という法律を制定施行して、満州国制定の法律で足りないところは、すべて中華民国の法律を適用して処理していた。（私と満州国 26頁）
- 2) 満州中央銀行組織弁法第12条「旧行号ハ満州中央銀行開業ノ前日営業締切現在ヲ以テ公定率ニ依リ換算シタル新貨幣単位（分位以下切捨）ノ貸借対照表を作成シ満州中央銀行ニ送付スヘシ満州中央銀行ハ之ニ依リ合併貸借対照表ヲ作成シ政府ノ許可ヲ得テ之ヲ公表スヘシ」
- 3) 満州中央銀行組織弁法第11条「各旧行号ヨリ承継シタル資産負債ヲ精査シ欠損アルトキハ政府之ヲ補償ス前項資産ノ評価其ノ他ニ因ル欠損ノ査定ハ満州中央銀行ノ役員トヲ以テ組織スル査定委員会之ヲ行フ」
- 4) 満州中央銀行10年史 84頁
- 5) 満州中央銀行史 39頁
- 6) 満州脱出 140頁
- 7) 満州中央銀行10年史 65頁
- 8) 満州中央銀行史 234頁
- 9) 満州中央銀行10年史 240頁 なお、1933年7月1日、満州国政府より残額750万円の払込みを受け、払込資本金は1,500万円となった。
- 10) 明治期株式会社分析序説 108頁
- 11) イタリア民法典第2424条1項 イタリアの会社法は民法典（Codice civile）の第5編労働（Del lavoro）の第5章会社（Delle società）において、第2247条から第2510条にわたって規定されている。
- 12) 1932年3～6月のいわゆる「建国年度」では、歳出合計約1,820万円のうち、750万円は満州中央銀行への払込金であった。（満州国 45頁）
- 13) 朝鮮銀行史 422頁
- 14) 「満州国」の金融 41頁
- 15) 現在のわが国においては、「株式引受人が会社から借入をしたという形式をとっていても、それを会社に返済する意思も資力もなく、実質的には会社が自己の資金で

払込をしたにすぎないときは、払込の仮装として無効と解すべきである。」(会社法入門〔第5版〕 562頁)

16) 満州中央銀行 10年史 73頁

17) 朝鮮銀行は、1909(明治42)年11月、韓国銀行として創設され、日韓併合後、1911(明治44)年、朝鮮銀行と改称されたが、以来、第2次大戦直後の1945(昭和20)年9月、連合国最高司令官によって国内店舗の閉鎖が指令され、同年10月26日、閉鎖機関の指定を受けるまで、36年間にわたって活動した。(朝鮮銀行史 3頁)

18) 朝鮮銀行史 54頁

19) 朝鮮銀行史 48頁 1909年の韓国銀行条例によれば、理事は3名以上で100株以上所有の株主、監事は2名以上で50株以上所有の株主の中から選任されるものとされている。

20) 満州中央銀行始末記 115頁

21) イタリア民法典第2328条、2354条。なお、存立期間の満了は解散原因となるが、特別株主総会の決議により延長は可能である(第2448条、2436条、2365条)。

22) 日本銀行百年史 第2巻 303頁

23) 日本経済史4 産業化の時代 上 363頁

24) 当時米国において通貨制度、公債政策などを調査中であった伊藤博文の建議を容れ、米国の国法銀行法(National Bank Act)にならって制定された国立銀行条例に基づく銀行のことである。「ナショナル・バンク(National Bank)」を「国立銀行」と訳したのは渋沢栄一だといわれているが、誤解をさけるためには国法銀行、国法銀行条例、としたほうがよかったと思われる。国立銀行条例に基づいて設立された各国立銀行は銀行券発行の権能を持っていたが、後に本格的な発券銀行として日本銀行(日本銀行条例、明治15年制定)が設立されたため、国立銀行条例の明治16年の改正により、国立銀行の銀行券発行の権能は取上げられた。また営業期間は免許後20か年と定められ、その結果国立銀行は明治32年までに姿を消した。(やさしい日本金融史 31頁、金融実務大事典 574頁)

25) 明治財政史 第13巻 36頁 第4条第1節「銀行ハ此開業免状ヲ得ル日ヨリ其

満州中央銀行設立にかかわるいくつかの論点

社号ヲ以テ 20 ケ年ノ間営業ヲ取続ク可シ 20 ケ年ヲ経タル後ニハ更ニ免許ヲ願出ツ可シ」

- 26) 大阪大学経済学 Vol. 31 No. 1 「明治初期の会社企業 (1)」 108 頁
- 27) 日本経営史 2 経営革新と工業化 269 頁
- 28) 例えば、(株)東海銀行では、「当初の定款は当行の存立期限を定め、「会社成立ノ日ヨリ二十箇年」と規定していた。しかし、昭和 26 年 11 月 28 日の新商法施行に伴う定款大改正の際、存立期間の定めは廃止された」(東海銀行史 第二編 2 頁)。日本郵船(株)の定款では「会社ノ存立時期ハ明治十八年十月一日ヨリ満六十箇年トス」とされていたが、昭和 26 年 11 月 29 日に改正された定款では存立時期の規定は廃止されている(日本郵船百年史資料 126, 129 頁)。また、日本電気(株)の定款についてみると、「本社ノ設立期間ハ壹百年トス」とされていたものが、昭和 26 年 11 月 29 日の改正定款では「本会社の存立時期は、明治三十二年七月十七日から百年とする」と、引き続き存立時期の規定が見られるので、それ以降に廃止されたのであろう。1997 年 6 月 27 日の定款では存立時期の規定は見られない(日本電気株式会社百年史 資料編 47, 56, 58 頁)。
- 29) 兌換銀行券条例(明治 17 年 5 月 26 日太政官布告第 18 号 明治 18 年, 明治 21 年, 明治 23, 明治 30, 明治 32, 昭和 7 年各改正)
- 30) 保証発行屈伸制限制の具体的な内容は、①日本銀行は金銀貨・地金銀を準備として、その金額のいかんを問わず、同額の兌換銀行券を発行することができる(正貨準備発行)。②日本銀行は正貨準備発行のほか、商業手形・国債・大蔵省証券・その他確実な証券を保証として、特に制限額に限り兌換銀行券を発行することができる(保証発行)。③日本銀行は金融情勢にかんがみ必要ありと認めるときは、大蔵大臣の許可を受け、かつ大蔵大臣の定める制限外発行税を納めることを条件として、保証発行限度を超えて兌換銀行券の保証発行を行うことができる(制限外発行)。(日本銀行百年史 第 1 巻 318 頁)
- 31) 東北経済小叢書兩種(二)付表四
- 32) 三菱社誌 36 656 頁
- 33) 三菱社誌 36 655 頁

- 34) 近代中国通貨統一史（上） 187 頁
- 35) 朝鮮銀行史 465 頁
- 36) 満州脱出 148 頁
- 37) 見果てぬ夢－満州国外史－108 頁

参考文献

- (1) 東北物資調節委員会研究組編「東北経済小叢書兩種（二）」（学海出版社 1971 年）
- (2) 瀧川政次郎編著「日文新民六法全書」（平凡社 中華民國 28 年）
- (3) 帝国地方行政学会編纂「満州国六法全書」（帝国地方行政学会 昭和 8 年）
- (4) 武藤富男著「私と満州国」（文藝春秋 1988 年）
- (5) 高橋貞三著「満州基本法」（有斐閣 昭和 18 年）
- (6) 岡部牧夫著「満州国」（三省堂 1978 年）
- (7) 山室信一著「キメラ 満州国の肖像」（中央公論社 1993 年）
- (8) 日本銀行百年史編纂委員会編纂「日本銀行百年史第 1 卷」（日本銀行 昭和 57 年）
- (9) 日本銀行百年史編纂委員会編纂「日本銀行百年史第 2 卷」（日本銀行 昭和 58 年）
- (10) 日本銀行百年史編纂委員会編纂「日本銀行百年史資料編」（日本銀行 昭和 61 年）
- (11) 吉野俊彦著「日本銀行制度改革史」（東京大学出版会 1962 年）
- (12) 石田興平著「満州における植民地経済の史的展開」（ミネルヴァ書房 昭和 39 年）
- (13) 久保尚之著「満州の誕生」（丸善 平成 7 年）
- (14) 中野正永述「満州国の幣制金融問題に就いて」（中央満蒙協会 昭和 7 年）
- (15) 満州中央銀行史研究会編「満州中央銀行史」（東洋経済新報社 1988 年）
- (16) 武田英克著「満州中央銀行始末記」（PHP 研究所 1986 年）
- (17) 武田英克著「満州脱出」（中央公論社 昭和 60 年）
- (18) 柴田善雅著「占領地通貨金融政策の展開」（日本経済評論社 1999 年）
- (19) 朝鮮銀行史研究会編「朝鮮銀行史」（東洋経済新報社 昭和 62 年）
- (20) 安富歩著「満州国の金融」（創文社 1997 年）

満州中央銀行設立にかかわるいくつかの論点

- (21) 満州中央銀行編「満州中央銀行 10 年史」(満州中央銀行 康德 9 年)
- (22) 疋田康行ほか著「日本帝国主義の満州支配」(時潮社 昭和 61 年)
- (23) 明治財政史編纂会編「明治財政史 第 13 卷」(明治財政史発行所 昭和 2 年)
- (24) 前田 庸著「会社法入門 [第 5 版]」(有斐閣 1997 年)
- (25) 岸田雅雄著「ゼミナール会社法入門 第 5 版」(日本経済新聞社 2003 年)
- (26) 高村直助著「会社の誕生」(吉川弘文館 1996 年)
- (27) チェックパイチャヨン「明治初期の会社企業 (1), (2)」(大阪大学経済学 Vol 31 No 1, Vol 32 No 1)
- (28) 岩武照彦著「近代中国通貨統一史 上 下」(みすず書房 1990 年)
- (29) 島崎久弥著「円の侵略史」(日本経済評論社 1989 年)
- (30) 台湾銀行編「台湾銀行 20 年史」(台湾銀行 大正 8 年)
- (31) 三菱社誌刊行会編「三菱社誌 36」(東京大学出版会 昭和 56 年復刊)
- (32) 三菱社誌刊行会編「三菱社誌 39」(東京大学出版会 昭和 56 年復刊)
- (33) 星野直樹著「見果てぬ夢—満州国外史—」(ダイヤモンド社 昭和 38 年)
- (34) 片倉・古海著「挫折した理想国」(現代ブック社 昭和 42 年)
- (35) 伊牟田敏充著「明治期金融構造分析序説」(法政大学出版会 1976 年)
- (36) 伊牟田敏充著「明治期株式会社分析序説」(法政大学出版会 1976 年)
- (37) 吉林省金融研究所編「偽満州中央銀行史」(吉林人民出版社 1984 年)
- (38) 西川・阿部編集「日本経済史 4 産業化の時代 上」(岩波書店 1990 年)
- (39) 石川通達著「やさしい日本金融史」(文雅堂銀行研究社 昭和 40 年)
- (40) 吉原・貝塚・蟬山・神田編「金融実務大事典」(金融財政事情研究会 平成 12 年)
- (41) 安岡・天野編「日本経営史 1 近世的経営の展開」(岩波書店 1995 年)
- (42) 宮本・阿部編「日本経営史 2 経営革新と工業化」(岩波書店 1995 年)
- (43) 東海銀行行史編纂委員編纂「東海銀行史」(東海銀行 昭和 36 年)
- (44) 日本電気社史編纂室編集「日本電気株式会社百年史 資料編」(日本電気株式会社 2001 年)
- (45) 財) 日本経営史研究所編集「日本郵船百年史資料」(日本郵船株式会社 昭和 63 年)

年)

- (46) 東洋經濟新報社編「日本經濟年報 (10)」(東洋經濟新報社 昭和 7 年)
- (47) 臼井勝美著「滿州事變」(中央公論社 1974 年)
- (48) 太平洋戦争研究会著「図説 滿州帝国」(河出書房新社 1996 年)